

青森県報

第百九十六号

令和二年
八月十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二

人事委員会

○令和二年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試

験公告……………(職員課) ……三

告 示

青森県告示第六百二十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

青森市浪岡大字相沢字長沢二二三の二三(次の図に示す部分に限る。)、二二三の三から二二三の五まで、二二三の一五、二二三の一六、二二三の一八

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由
航空保安施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百二十七号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五所川原市大字前田野目字前田野目山一の一・一の一三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、一の一、一の一七から一の一〇まで、一の一、一の一四から一の一五まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前田野目山一の一〇・一の一五・一の一三・一の一四三(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、一の一七、一の一三八

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百二十八号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五所川原市大字松野木字影日一三六の四（次の図に示す部分に限る。）、一三六の二、一三六の三、一三六の五

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字影日一三六の四（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百二十九号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

五所川原市大字戸沢字玉清水一五八の二八（次の図に示す部分に限る。）、一五八の一、一五八の二七、一五八の二九から一五八の三二まで、一五八の三四、一五九の一、一六〇の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字玉清水一五八の一・一五八の二八・一五八の二九（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第六百三十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 測量計画機関
青森空港管理事務所
- 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 測量の期間
令和二年七月三十一日から同年十一月三十日まで
- 測量の地域
青森市大字大谷地内

人事委員会

令和2年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

令和2年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

令和二年八月十七日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

- 試験の種類及び程度
(1) 種類 身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験
(2) 程度 高校卒業程度
- 試験職種、採用予定人員及び職務の内容
受験者は、「一般・教育事務」及び「警察事務」の2職種について、第2志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般・教育事務	6人程度	①知事部局の本庁若しくは出先機関 又は ②県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関 において一般事務に従事する。

警察事務	2人程度	警察本部又は警察署において一般事務に従事する。
------	------	-------------------------

注 市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- 昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- 日本の国籍を有しない者
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
			発表日	発表方法
第1次試験	10月18日(日)	青森県総合社会教育センター	10月23日(金) (予定)	受験者全員に合格を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局の掲示板に掲示する。ま
第2次試験	11月8日(日) (予定)		11月中旬	

			た、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/aomori1g.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html)
--	--	--	--

注 災害等により緊急のお知らせがある場合は、青森県職員採用案内のホームページ「緊急情報」ページへ掲載する。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/shikentoujitsu.html>)

5 試験の種目及び内容

試験種目	内 容
第1次試験 教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行う。(40題、2時間) (出題分野：社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
適性検査	公務員としての適性について、質問紙法による検査を行う。
第2次試験 作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容 (論理性・思考力)、表現・国語力を評価)
面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。 (積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価)

注1 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

2 第1次試験の適性検査の結果は、第1次試験合格者のみ使用する。

6 配点

第1次試験 教養試験	第 2 次 試 験		合 計
	作文試験	面接試験	
100	40	150	190
			290

7 合格者の決定方法

(1) 第1次試験

合格者は、教養試験の得点が高い順に決定する。ただし、得点が合格基準に達しない場合には、原則として不合格となる。

また、受験者の成績順、志望順により職種ごとに合格者を決定するので、成績及び志望状況によっては、第2志望の職種に合格することがある。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験で合格した職種ごとに実施する。

最終合格者は、第2次試験の各試験種目の合格基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 試験案内(受験申込書)の入手方法

配布場所 で入手する 場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各 地域県民局地域連携部 (県内各合同庁舎正面受付)、各地域県民局 地域健康福祉部、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センター で配布する。
郵送で請求する場 合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、当人事委員会事務局に請求する。
ダウン ロードする 場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードする。

(2) 受験申込方法及び受付期間

① 郵送又は持参により申し込む場合

受験申込 方 法	郵送する 場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、受験申込書・調査票と受験票を封入し、簡易書留で当人事務局に郵送すること。
	直接持参 する場合	受験申込書・調査票と受験票を、当人事務局事務所に提出すること。
受付期間	8月24日(月)から9月18日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 郵送の場合は、9月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。	
受験票の 交 付	受験票は、10月2日(金)に発送する。10月6日(火)までに返送されない場合は、速やかに当人事務局まで連絡すること。	

② インターネットにより申し込む場合

受験申込 方 法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	8月17日(月)午前8時30分から9月16日(水)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等 の 交 付	9月28日(月)に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第1次試験前日までに必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注 ①、②いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種及び志望順位の変更は認めない。

9 採用予定日

令和3年4月1日

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

開示請求 できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会 事務局
第2次試験 受験者	第1次試験の総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	
〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕 受験票又は本人であることを証明する書類(身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等) 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕 受験者本人の受験票、受験者の法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)及び受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は戸籍抄本等)			

また、希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第1次試験日当日に、84円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒(長形3号)を持参すること。

11 初任給その他の給与

初任給は、令和2年4月採用の高校新卒者の場合で146,100円程度、大学新卒者

の場合で165,900円程度である。

なお、卒業後に職歴がある場合は、一定の基準で算出された額が加算される。また、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円